

## 福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の指定に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、アレルギー疾患を有する県民が、居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の拠点となる福岡県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）を指定し、専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において拠点病院とは、第3条により、福岡県知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

## (指定)

第3条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院のうち、以下の事項をいずれも満たすものについて、拠点病院として指定する。

(1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、「福岡県アレルギー疾患医療拠点病院指定申請書」（様式第1号）を提出していること。

(2) 第4条で定める指定要件を満たし、指定後はこの要綱の規定を遵守することに同意していること。

2 知事は、拠点病院の指定を行ったときは、「福岡県アレルギー疾患医療拠点病院指定書」（様式第2号）により、開設者に対し、その旨を通知する。

3 知事は、拠点病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、または開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。

4 拠点病院の指定においては、拠点病院の実績等を定期的に評価し、必要に応じて拠点病院の見直しを行うこととする。

5 知事は、必要があると認めるときは、拠点病院に対し、指定要件に係る必要な報告を求めることができる。

## (指定要件)

第4条 指定に係る要件は、次のとおりとする。

(1) 拠点病院には、アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤していること。常勤しない診療科がある場合、アレルギー専門医が常勤している他の医療機関の診療科と連携していること。

なお、「アレルギー疾患の診療経験が豊富な医師」とは、一般社団法人日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師とする。

(2) 拠点病院には、小児アレルギーエデュケーター(※)等のアレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士のいずれかが配置されていることが望ましい。

(※) 患者及び家族に対し適切なセルフケアについて、教育・指導する、一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会の認定資格

(3) 小児から高齢者までの診療を担うことができること。

(4) 次の①から⑪を実施していることが望ましい。

- ① アレルゲン同定の検査実施及び評価（血液検査、プリックテスト、パッチテスト等）
- ② アナフィラキシーの原因同定
- ③ 肺機能検査、呼気NO測定、呼吸抵抗測定等を用いた評価
- ④ 運動誘発試験を含む食物経口負荷試験の実施及び評価
- ⑤ アレルゲン免疫療法の実施（舌下）
- ⑥ 重症及び難治性気管支喘息の治療
- ⑦ 重症及び難治性のアトピー性皮膚炎、アレルギー性皮膚疾患の治療
- ⑧ 重症及び難治性の下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の治療
- ⑨ 重症及び難治性の眼領域アレルギー疾患の治療
- ⑩ 重症及び難治性アレルギー疾患の長期管理
- ⑪ 重症及び難治性食物アレルギーの長期管理

（役割）

第5条 拠点病院の役割は、次のとおりとする。

(1) 診療

診療が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。

(2) 情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。また、福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。

(3) 人材育成

福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会での検討を元に、福岡県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。

(4) 研究

福岡県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、福岡県のアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する

(5) 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援

福岡県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関係する諸問題に対して、市町村の教育委員会や市町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。

（他の医療機関との連携）

第6条 拠点病院は、アレルギー疾患医療提供体制の整備を図るため、その他の医療機関との連携に努めるものとする。

(福岡県への協力)

第7条 拠点病院は、福岡県が実施するアレルギー疾患対策事業に協力するものとする。

附 則

この要綱は平成31年3月7日から施行する。

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

医療機関名  
所在地  
開設者 (印)

福岡県アレルギー疾患医療拠点病院指定申請書

このことについて、福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、指定を受けた後は、福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の指定に関する要綱を遵守します。

記

1 医療機関名

(様式第2号)

第 号

## 福岡県

# アレルギー疾患医療拠点病院指定書

( 医療機関名 )

年 月 日付で申請のあった貴院  
については、福岡県アレルギー疾患医療拠点病  
院の指定に関する要綱に基づき、福岡県アレル  
ギー疾患医療拠点病院として指定します。

年 月 日

福岡県知事 小川 洋